発行所
青森県北津軽郡
金木町役場
電話351～353番

印刷所
五所川原市弥生町
小野印刷株式会社
電話2288・2289番

◎…生活を明るく伸ばす村づくり
◎…村づくりは人づくりから
◎…生活の安定は共同化で

明35年度から始まる

私たちの新しい村づくり

政府は農山漁村の経済の安定と生活水準の向上を図るため〝昭和三十一年から五ヵ年計画で助成してきたが、金木地域は、その最終年度にあたる明三十五年度に〝新農山漁村特別地域〟として指定され〝新しい村づくり〟をはじめることになり〝現在〝振興五ヵ年計画をたてる主体となる金木地域農村振興協議会では部落座談会など開き主旨の徹底をはかつている当地域では〝これを〝新しい村づくり〟といつているが〝その概要について述べてみよう。

共同化で生活の安定
現下の急務は所得の向上

当地域は県下で最終の年に指定される十九地域の一つとなつているが、県内はもちろん、他府県では既に振興計画の実施を終つている地域が多いので、先進地にならつて〝村づくり〟する金木地域は遅れてはいるが、それだけ有利であるといわれている。

この村づくりは、金木町全般にわたつての綜合建設の計画であると誤解されるきもあるが、これは農林漁業のみ対象の振興計画であり、その対象となる人たちが、他に依存することなくあくまでも自主的な〝村づくり〟でなければならないのである。そしてこの村に住んでいる人たちが皆が、安定した生活ができるように、経営のたて直しをしなければならないとし、そのためには、個人、個人でやらなければならないものもあるが、政府は協同の力でやれば、よりよい成果がおさめられるということに主眼をおいて助成することになつたのである。

計画は協議会で

今まで、この村づくりについての主旨徹底のため、部落毎に座談会を開いたのであるが、どの部落でも一番先にきかれることは新しい村づくりの計画は役場でたてるのだろうということだつたがこの計画は、金木地域農村振興協議会というものであつて、この協議会がたてるのである。

協議会は、政府の示した事項に基いて組織されているが、当地域では、町長、議会議長、農業委員会長、農業協同組合、土地改良区、森林組合などの農村漁業団体や、青年婦人組織の代表者及び学識経験者をもつて構成されており、この構成員をもつて、特別委員会、部門別小委員会、部落計画委員会の小委員会をつくつて活動しているほか、部落の意向を反影させた計画とするため、行政協力委員にも一役買つてもらつている。

委員は各層から
總意で村づくり

地域住民の総意を反影させた計画を、協議会がたてるのであるがこの村づくりを実際に進めるのは一体誰であるかというと、それは農村漁業を営んでいる皆さん方自身なのである。

ただ共同化を目標にしている関係で、村づくりの事業の実施は、町役場、農業協同組合、土地改良区農業委員会、その他の農村漁業団体、部落団体、青年婦人組織が、その分担する事業を実施することになつているのである。

自己負担が問題
「村づくり」に力の集中を

金木町長　津島英治

金木町の〝村づくり〟は明年度から始まるのであるが政府のねらいは、農業技術も耕地の拡張も限度にきており、これ以上の農業所得の向上は、経営の合理化にあるとし、そのためには、農業の「共同化」により生産マストの引下げと、労力の軽減を図るにあるとし、昭和三十一年度から閣議決定で打出した施策であるがこの金木町の現状からみてどのように進めていけば、最も効果的であるか、皆様がご承知のように、金木町の農村振興対策協議会が中心になり目下その資料を集めているのです。

金木町は農家が約七割を占めている町ではありますがそのうち稲作にのみ依存していることがほとんどであることを基盤にして、発展策を講じなければならないのです。この村づくりは、夢は大きくもたなければならないが、現下の急務としては、農業所得の向上を五ヶ年以内に図ることにあるのです。ところが、実質的には、農家個々の、いわゆる自己負担がかかり、この負担能力がなければ実行不可能なものが多いのです。

他の地区で、成功している例をみれば

①農業協同組合が強力であつて、組合員に負担をかけないで、組合の自己資金で、村つくりの事業を実施できる地域である。

②市町村の財政が豊かである地域

③以上の条件が悪い地域でも、農家個々が負担能力があつて、しかも一致協力の態勢にある地区となつているのです。

金木町の場合、以上のことを考えれば、非情に難かしい条件におかれていることが、わかると思いますが、この難かしい条件下で〝新しい村づくり〟をする事そのものもまた〝村づくり〟ではないかと思うのです。町民の皆様方には、この金木町を将来どんな姿にするか、を既に計画していられる方もあるかと思いますが〝みんな〟の智識と力を、〝新しい村づくり〟に集中したならば、すばらしいものができるのではないかと考えます。

（写真＝刈入最中の百性達）

部落の希望と計画は
農協と町内や部落単位で

九月二十五日午后一時より金木町役場で、各部落の計画委員を招集し「部落の希望や意見をまとめ、計画の資料を收集するには、どうやればよいか」を主題にして協議した結果、各部落毎に次の要領でまとめ、十月二十日正午后までに事務局へ提出することになつた。

嘉瀬地区＝嘉瀬農業協同組合が計画委員や行政協力委員などの協力を得てまとめる。

喜良市地区＝喜良市農業協同組合が、計画委員、生産振興計画委員会などの協力を得てまとめる。

川倉地区＝川倉農業協組合が各農事改良組合行政協力委員の協力を得てまとめる。

蒔田、神原、沢部地区計画委員、行政協力委員が中心になつてまとめる。

藤枝部落＝計画委員、行政協力委員が、部落民に呼びかけ調査する。

大東ヵ丘ケ区＝特別委員、計画委員、行政協力委員が主体となつて調査しまとめる。

下部組織から検討
會長には津島町長

金木地域農村振興協議会

金木地域の農村振興五ヵ年計画の樹立および実施を円滑にするため去る七月二十三日午后一時から金木町役場会議室で、金木地域農村振興協議会の組織会を開いたが、この協議会の組織、任務など、その概要を述べれば次のとおりである。

組織　次のものを委員とし、その委員をもつて組織している。

①町長②議会議長③農業委員会長④各農協組合長、土地改良区理事長、森林組合長⑤農事実行組合などの部落団体の代表者⑥青少年クラブなど青年婦人団体の代表者⑦学識経験者

以上のもので組織されているが、構成人員が約九十名もあるので、委員のうちから、計画を実質的に進めていくため、二十四名を選び「特別委員会」がつくられているほか、次のように部門別の小委員会を設けている。

第一小委員会―全般統轄
第二小委員会―農業経営及び共同施設関係
第三小委員会―耕種改善及び防除関係
第四小委員会―土地改良関係
第五小委員会―生活改善関係

右のほか、次のような部落単位で計画委員会をおいている。

①金木②川倉、藤枝③沢部、蒔田、神原④嘉瀬⑤中柏木⑥小栗崎⑦岩見町、更正部落⑧小田川⑨喜良市⑩大東ヵ丘

目的　金木地域の振興を図るため、農村漁業に関する綜合振興計画の樹立及び実施の推進をはかる。

事業　次の事業を行う

①綜合振興計画の樹立及び実施推進に関する事項②綜合振興に関する農山漁民の啓蒙宣伝に関する事項③綜合振興計画の樹立に必要な資料の整備及び現地調査④その他目的達成上必要な事項

役職員

会長―金木町長
副会長―金木町議会議長
監事―各農協組合長（四名）
事務局長―金木町助役
職員―産業課職員全員

補助は五割以内で
農協、土改區のみに融資

協議会でつくつた計画で、政府の承認したものについては、それぞれ、補助又は融資が受けられるのであるが、それを事業別にわければ、一般助成事業、特別助成事業の二つにわけられるが。

①一般助成事業とは今まで政府から補助や融資を受けて行なつてきた農村漁業関係の事業をいい、そのうち助成を打切られている法律もあるが、特別指定を受けた地域は、更に五ヵ年延長されることになるもので、②特別助成事業とは、一般助成事業と重複するものもあるが、事業主体市町村、農業協同組合、土地改良区農業委員会、その他の農業団体、部落、青年婦人組織などで行う、〝土地整備事業〟豊山漁林振興同共施設〟やその他農林大臣の認めた事業となつている。

補助は、事業種目によつて異なるが、最高五割、最低一、八割の範囲で交付され融資も受けられるのである。

但し融資は、当町の場合、農業協同組合や土地改良区のみが受けられるのであつて、他の団体や部落などは農協から更に借りることになるが、農協が不振で融資を受けられない場合は、補助と自己負担のみでやれるし、又市中銀行から借入れできれば、その方法でもよいのである。

広い意味では右の四つとも共同経営ということができるが、厳密には第一類型と第二類型だけが共同経営であり、第三、四の類型は個人経営を前提にしての補充的なものであり、第三は作業共同、第四は共同利用というべきであろう。

過去においても第一次大戦の直後、大平洋戦争の最中、戦後の農地改革前後など、それぞれの役割を担つて共同化への波が高まつた歴史をもつているが、そのいずれもが失敗に終り、今まではその繰返しであつた今日それがまた登場してきたについてはそれなりの理由があるだろう。

ある人は「二十世紀の後半で追いつめられた農民の行うべき道は、共同化しかない」と極言しているが、自作農主義がゆらぎはじめ農業の法人化が同質のもののような議論も行われている現在、共同化そのものについての理解なり、問題の整理は十分されておらず、混乱気味であるところに問題があるのではないだろうか。

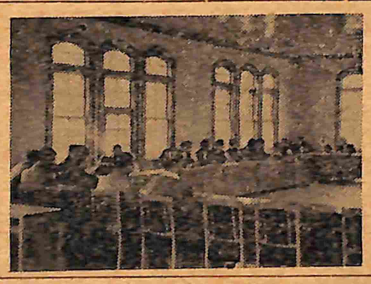

（写真＝役員の協議会）

税金は納期内に必ず納めて下さい

人口動態

（昭和34年11月5日現在）

◇男 8.108
◇女 8.492
◇計 16.600

区分		金木	嘉瀬	喜良市	計
人口		8.488	4.493	3.619	
世帯		1.488	813	561	
異動	出生	157	69	60	286
	死亡	64	21	16	101
	転入	151	43	19	213
	転出	162	38	14	214
婚姻		55	23	24	102
離婚		6	3	0	9

提言

◇〝新しい村づくり〟が始つてから、ここ一、二年、農業協同化に対する農民の関心が急激に高まり色々な形での共同化が各地に生れてきている。

◇一口に農業共同化というが、関東東山農試農業経営部長の武藤三雄氏は、之を次の四つの類型に区分している。第一類型―生産から生活まで共同化しているもの。第二類型―生産は共同、生活は個人単位のもの。第三類型―生産のうち作業を共同で行い、生産物は各個人で收穫するもの。第四類型―生産のうち中心になる重要な施設、機械などを共同で利用するもの。

人づくりが村づくり

今までの失敗を顧みて 話合いで村づくりを

事務局長 木立民五郎

寒い単作地帯の農業振興策として昭和二十六年、積寒法が施かれてから、急激に土地改良をはじめとし、国の補助事業が農村に降りはじめ、恰も農業振興策が国の補助対策と固い紐で結ばれた感を農民に与えた。五ケ年の時限法であつた特別臨時措置法としての積寒法はその後更に延長されてあらゆる農業施策に恩典をたれているが、果してこの旱天に慈雨的法律が、農民の意慾を充分満足する様、理解され、効用されているかと云いば決してそうでない。私の見た眼ではこの地方、特に北津軽一帯はなんら為すことなく、また一部この法律によつて振興策を実施せんと試みた村は農民の無理解にあえなく潰れ去つたのは全くの痛恨事である。他力本願というかも知れないが実際この地方の振興を策定する場合、自らの力はあまりに弱く、国、県の助成が結局策定の基本になるのであります。

かつて自力更生という言葉がありましたが、この頃で

人づくりが村つくる

住民の総意と新感覚で

陸奥新報 金木支局長 小寺武治

一口に新しい村づくりといつてもそれだけに村づくり計画の樹立は慎重を期さねばならない。おそらくこうした意味から村づくりの性格は極めて巾広く町の前途を大きく左右も、町当局では各層からの意見と希望を特集したものと思う。

そこで卒直に意見を述べるならば、金木町はことさら政治の解決なくして真の新しい村づくりは望めないと思う。しかしながら村づくりは、長い目で見て、かからなければならないという立場に立つての意見を一言。村づくり計画は、金木町が進むべき新しい道を指示すると死別し、義務教育終了前の子供を扶養している妻に支給される。

年金額は一万二千円で、子供が二人以上の場合は二人目の子供から一人当り二千四百円を加えた額が支給されることになつている。

これも他の年金や所得によつて制限される。

年金の支給はいずれも年三回にわけてなされるが、今年の十一月以降に資格を得た者には明年三月に、月割計算（四ヶ月分）で支給される。

手続

この福祉年金を受けられる資格のある者は、戸籍抄本一通、住民登録票謄本一通を裁定請求書に添えて役場厚生課へ出せばよいのであるが、詳しいことは係へ遠慮なく問合せていただきたいては全く無関心と云つてもいい。

金木町の村づくり、新農山漁村振興対策は、何を置いても各々が有つて居るウツ積した過去の古い感情からぬけて新しい感覚で私達の住む自治体をどうするかという、根本的なものから建て直し、その上に各々の生活をよりよくする方法を考えるのが急務と思います。みんながこの町の主人公であつて見れば発言権も同じ筈なのに、一つ一つ特定の枠をつくるために云いづらくなり、つい主人公でなくなるために、特定の人がハビコつて町全体が暗くなるのです。

月一千圓當の年金支給

老令、障害、母子の三種類

老令福祉年金

今年の十一月一日で満七十才に達した者に支給されることになるのだが、その後十二月とか明年二月に満七十才に達する者にも支給されることになる。

支給される金額は月額一人当千円の年間一万二千円で、一月、五月、九月の三回にわけて支給されるが次の者には制限がある。

①本人が恩給とか遺族年金など他の法律によつて年金を一万二千円以上支給されている者はこの年金は支給されない。（但し他の年金が一万二千円以下の場合はその差額だけ支給される）

②前年に十三万円以上の所得があつた場合は支給が停止される。

③本人の配偶者（夫や妻）が他の年金を受けている場合の場合は、その翌年の四月まで全額停止される。

④夫婦が共に老令年金を支給される場合は、それぞれ年金額から三千円ずつ支給が停止される。

⑤配偶者が前年度の所得について所得税を納めている場合は、二十才以上の者で、一級程度の身体障害者（両眼がほとんど見えない者、耳のきこえない者、両手両足のない者）に支給される年金額は一万八千円である。

母子福祉年金

今年の十一月一日現在で夫

障害福祉年金

今年の十一月一日現在で満

解説 国民年金

次の計算によつて支給される。

12,000円－（他の年金－6,000円）＝老令年金支給額

但し右の計算が老令年金の支給額を超えた場合は全額支給停止となる。

十一月一日から国民年金法が実施され、満七十才以上の「老人、手足がなく不自由な身体の人や、母子家庭などに」政府が福祉年金といつて、年三回にわけて支給することになつたのであるが、これはいずれも掛金をかけないで支給される年金である。役場の調べによれば、当町でこの年金の支給を受けられる者が約百名ほどあることになつている。

福祉年金には老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金の三種類あるが、以下この年金についてその概要を述べてみよう。

の所得税を納めている場合も、翌年の四月まで全額停止される。

い者）に支給される年金であるが、現在治療中の者には支給されない。

この年金も、老令福祉年金と同様に他の年金や所得額によつて制限がある。年金

ガンとなる派閥争い

一致協力て村づくりを

弘大農場長 津田守誠

わが国での村造り運動は、その歴史は古く、あるいは模範村という新農村と称し、また産業振興モデル村等々と各地各様の構想で行われたのでありますが、その后それ等の村づくりの行方はどうなつたのでありましようか。稀ではありますが、戦前既にその成果を発揮し、例えば安域市を中心とする濃美平野には豊な農村が建設され、ものでなく、主産業の水稲に変る第二次的産業の究明と開発を織り込んだ計画が必要だろう。

また現状から見て金木町の農業振興は、化物カボチャを誇りとする牧種一本ヤリ主義の〝生産向上策〟だけでは望めないことは事実だと思う。

そのためには、たとえば一人の人が稲も作れればリンゴも作る。またニワトリや豚も飼えば乳牛も飼う。というように農業所得を上げるためには根本的な農業経営の改良と、農協組合の強化育成による農民の共同体制の確立が必要だ。この点も強調した村づくり計画であつてほしい。

与えられたスペース内での意見なのでほりさげた意見もでないが、金木町は地理的条件から見て、皆んなが一体となり〝新しい手〟を加えるならば、西北地方では五所川原市につぐ発展性ある町だといつても過言ではないことを付言し、新しい村づくりによつて〝生れ変る金木町〟を期待する。

場をつくり、せめて月に一度その機会をもちたいと思つています。

昭和三十五年は合併後新町建設計画と、今回始めようとしている村づくり、新農村振興の特別指定町村として金木町は勇しく出発する訳ですが、町民、殊に農家各位にはこの機会をのがさず、充分この主旨を利用し所得増二倍三倍の計画を樹てられんことを切望する次第です。

今日もなお発展の一途を辿りつつ農村文化を誇つているのであります。ところがこれらの村づくりの運動の多くはその后、跡かたもなく雲散霧消したのであります。それではどうしてこのような極端な差が生じたのでしようか。私はこれについて二つの基本的問題を提起したいと存じます。

まず第一に村づくり運動の成否は町民自身の自主的意欲の如何にかかるという事であります。今回の河野農政によつて出された村造り運動はあくまで天降り式を排した、下からの盛り上りを主とする民主的運動であることを理解せぬばならないのであります。

第二に、私どもが堅く決意せぬばならないことは、

生活改善を共同化で

明るく住みよい部落

藤枝生活改善クラブ 会長 外崎美子

私達のグループでは春から夏にかけて、蚊蠅の撲滅を実施してきましたが、非常に効果があり、部落の人たちから大変喜ばれました。地域的にみてまとまつた部落を形成していることや、水の便がよいなど環境にもよりますが、何かやろうと思つても、こういう部落こそつてやらなければならない事業は、皆んなの心が一つにならなければできないことです。幸いこの蚊、蠅の駆除には部落こぞつて賛成し、みんなが力をあわせてやつたから、このような成果があつたのだと思います。

こんどの村づくりに当り、私たちのグループは、部落が西も東も水田にかこまれた一戸平均一町二反の単作地帯で、春から冬にかけては、気楽に休む暇もありませんので、共同入浴場を建て二粁の夜道を歩いて町まで出かける時間の節約をすると共に、現在の集会所は、改築をしなければならないので、入浴場の二階を集会所にでもできれば、と考えています。

できれば、共同の洗濯場や調理場も設け、時間と労力の軽減をはかり、健康で住よい部落にしたいと考えています。

欲しい心の修養道場

農村振興計画は重点的に

金木町婦人会長 安田百合子

黒石市で九月十七、八日に開かれた〝東北地区新農村振興現地指導会〟に参加したひとりですが、この指導会で強く感じたことは私達の町の「新しい村づくり」は全国的に一番遅れて始められるのですが、さきに実施した町村の、よいところをみてから始めるのですから、この運動は全町民一致協力において行わるべきであるということであります。

それについてここに一つの例を引用しましよう。

先般朝日新聞社によつて、私の郷里の近くのA島の産業振興のための調査が行われました。同島は温暖の地で資源豊であるに拘らず、村勢沈滞し甚しく文化に遅れていたのであります。その調査報告の結言の一句を玆に引用させて頂きます。

「この島の有力者間の政争の激しさは協力して村を興す精神は微塵もない。利己的派閥的争いが村中にいつもこつた返している」と。

このことは私どもが今回の町づくりに当つて、他山の石として深く肝に銘すべきではないでしようか。

新町建設計画調整事務局を設置

町村合併による建設計画の調整を図るため、この程事務局を設けたが、局長以下の職員は次のとおり

局長　小野四郎（保険課長兼務）
職員　今勘七（税務課）
職員　逢坂伸三（産業課）
職員　神島俊治（新採用）